|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象経費 | 補助基準額 | 補助率 | 補助額 |
| 地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費  （注）　診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。 | 病床機能報告により、知事へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。第２（３）ウ（ア）において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）１床当たり、133千円を単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。なお、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たす場合に、１床当たりの単価を266千円とする。  （ア）　「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。  （イ）　医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供機関又は連携型特定地域医療提供機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供機関で勤務する医師（以下「Ｂ水準医師」という。）又は連携型特定地域医療提供機関で勤務する医師（以下「連携Ｂ水準医師」という。）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者（以下「面接指導実施医師」という。）が、３人以上又は特定対象医師10人あたり１人以上いること。  　　　（表）   |  |  | | --- | --- | | 令和６年度 | 1,860時間 | | 令和７年度 | 1,785時間 | | 令和８年度 | 1,710時間 | | 次のとおりとする。  資産の形成に繫がると知事が認める事業　9/10  その他の事業　10/10 | 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。 |

別表